

パブリックコメント 意見募集

問合せ まちづくり整備課 下水道担当 ☎991-1844

町民の皆さんのご意見を取り入れた計画などを策定するための制度です。ご意見をお待ちしています。

案 件 名	松伏町下水道事業経営戦略(改定素案)		
募集期間	2月10日(火)～3月10日(火)	提出方法	所定の用紙に必要事項を記入の上、持参・メール・郵送又はFAXで担当課へ提出。
公開場所	役場本庁舎1階町政情報コーナー、中央公民館図書室、多世代交流学習館、町ホームページ	提 出 先	〒343-0192 松伏町大字松伏2424 松伏町まちづくり整備課下水道担当 FAX991-9092 ✉gesuidou2424@town.matsubushi.lg.jp

役場窓口交付よりも100円お得 証明書はコンビニ交付サービスのご利用を



問合せ (住民票の写し、印鑑登録証明書に関すること) 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866
(所得証明書、課税・非課税証明書に関すること) 税務課 町民税担当 ☎991-1833

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の搭載されたもの)を利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)を操作し、カード取得時に設定した4桁の暗証番号を入力することで、住民票の写し等の証明書を取得できます。

3月、4月は役場窓口が大変混雑しますので、コンビニ交付サービスが簡単で便利です。

▶取得できる証明書の種類と内容

証明書の種類	内容
住民票の写し	世帯全員及び個人、続柄、本籍地、個人番号入りをそれぞれ選択できます。 ※除票及び住民票コード入りは取得できません。
印鑑登録証明書	松伏町で有効な印鑑登録されている方のみ。
所得証明書	令和7年度を含む直近5年度分。
課税・非課税証明書	※未申告の方など、課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)の情報がない方の証明書は、交付できません。

▶手数料 200円(窓口交付より100円お得に取得できます。)

▶利用できる店舗 全国のコンビニエンスストア、一部大型スーパーなどの多機能端末機(マルチコピー機)設置店舗

▶利用時間及びサービス利用上の注意 6:30～23:00(システム休止日を除く。)

・15歳未満の方や発行制限をかけている方は、利用できません。

・コンビニ交付で取得された証明書の差し替えや返金はできません。

・町の手数料条例により窓口交付における手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付で証明書を取得する場合は交付手数料がかかります。

物価高対応子育て応援手当の支給



問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

物価高の影響が長期化する中、子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、「物価高対応子育て応援手当」を支給します。支給額は、対象児童1人あたり20,000円です。令和8年3月31日までに出生した児童が対象になります。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

【申請が必要な方】

①所属庁から児童手当を支給されている公務員(申請書は所属庁で配布)

②令和8年1月以降に出生した児童の児童手当受給者

③離婚(協議中)・別居し令和7年10月以降に児童手当受給者になった方等

申請書を送付又はお渡ししていますが、お手元にない場合は、ご連絡ください。
「給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

**⚠ 以下の方は申請不要、
お知らせを送付します**

町から児童手当を支給されており、
①原則として令和7年9月分の児童手当を受給された方(例外もあります)

②令和7年9月1日以降に出生した児童について、令和7年12月までに町で児童手当の認定請求をされた方